

令和6年11月25日

第11回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第 1 1 回 加須市農業委員会総会議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

招集年月日	令和6年11月25日				招 集 場 所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時55分				閉会の日時	午後4時13分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎	○							
				加須市農業委員会事務局					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 藤 間 みゆき					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 査 大 熊 健太郎					

開会 午後 1時55分

○次長（前島勝己君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻より少し早いですけれども、皆さんお集まりということですので、これより令和6年第11回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、本日は、野崎局長と、それから関田主幹のほうが議会对応ということで欠席となりますので、ご了承いただきたいと思います。



◎開会の宣告

○次長（前島勝己君） それでは、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（松本 昇君） 皆様こんにちは、職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、深く感謝申し上げます。

では、これより令和6年第11回加須市農業委員会総会を開催いたします。



◎会長挨拶

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

私もこの会長に就きまして2年目になるんですけれども、あっという間にこの11月になりました。暦を見ますとあと1枚という実感がしているんですけれども、そういう中、短い秋も終わり、そして、これから気象庁の予想でいいますと、変動の大きい冬が始まろうという内容の事象がぴんときた次第でございます。

そういう中、先日は地域計画の作成に関しまして、皆様方に変長らくご協力いただきまして、私より衷心より厚くお礼を申し上げます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、進行ができますように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですけれども、会長としての挨拶にさせていただきます。よろしくお願いします。

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○次長（前島勝己君） 本日の総会でございますが、委員 15 名のうち、全委員の皆様にご参加いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、本日の総会が成立していますことをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小川会長に議長をお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第 1、総会議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

13 番 中 島 利 雄 委員及び

15 番 小 坂 実 委員

の両委員を指名いたします。

————— ◇ —————

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 7 件を議題といたします。

初めに、1 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 ページ、2 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業ができなくなったための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月20日、増川推進委員と、現地調査並びに聞き取りを行ってきました。

申請地3か所、 番地、 番地、 番地、お米を作っており、稲刈りが終わってありました。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんの は 年前に亡くなり、お米を作らなくなり、土地の管理も難しくなり、ご近所の さんに申請地の3か所を貸して、お米を作っていましたが、 年前から借りて、お米を作っていると土地の売買の話になり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

11月18日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さんは、高齢で米作りが困難になり、野菜を中心とした農業を行いたいとのことです。譲受人の さんは、案件の土地に挟まれた部分を耕作しており、畦畔を取り除き、1枚の水田として効率よく管理していきたいとのことでした。現地を確認したところ、きれいに管理されておりました。

これらのことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小を図るための申請となっております。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、これまでも耕作しており、経営規模拡大を図るため、譲渡人は、申請地が遠方で耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この内容について、11月19日、地区担当夢川推進委員、私と、代理人の さん、譲受人の さんと4人で現地を確認し、代理人の さんから話を聞きました。

もともとの土地については、両隣が でやっている畑でございまして、その前に、 さんは、先ほど事務局から説明があったように、 の に住んでおりまして、遠いものですから、なかなか畑の管理もできないということで、以前 さんにいろいろお世話になったということもあり、今回は さんに土地を贈与をしたいということでした。

さんはもう遠いものですから、なかなか実家のほうにも来れないということで、 年前に が急に亡くなり、それで贈与した畑でございました。そんなことで、管理ができないということで、今回は贈与することになりました。

農地法を満たしているということで、特に許可相当というふうに判断いたしました。よろしくご審議のほど、お願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 6 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢のため農業ができなくなり、農地を減らしたいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

本件につきましては、11月18日月曜日に、推進委員の清水さん、そして本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

申請地ですけれども、3筆ありますが、いずれも田んぼで収穫も終わり、きれいに管理されておりました。

今回の申請に至った経緯について代理人に確認したところ、譲渡人は、高齢で耕作ができなくなってきており、少しずつ農地を手放し、いずれは離農していきたいとのことでした。

現地確認の後、譲受人の さん宅を訪れ、農機具の所有状況を確認するとともに、少しお話を伺ってまいりました。農機具につきましては、稲作に必要な農機具は、全て完備されておりました。

売買の経緯についても伺ったところ、譲受人は譲渡人が住んでいる近くのすぐ隣の農地を耕作しており、顔見知りだそうです。譲渡人から、高齢で耕作が難しくなってきたので今回の田んぼを買ってくれないかという相談があったそうです。譲受人は、申請地の近くの田んぼを耕作していることから、購入することにしたそうです。

以上のとおり、現地調査及び聞き取り調査の結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6 番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 7 ページ、8 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在も当該農地を賃借し、耕作しており、今後も農作業を行うため、譲渡人は、 に在住で農業ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○14 番（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私、14 番小川ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る 11 月 22 日に推進委員の石川さん及び譲受人の代理人である さんを同席いたしまして、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

現地の西側及び南側は、 地区の水田が広がっております。そして、一面広大な水田地帯であります。そういう中で現地を探すのが大変だったんですけれども、見つかりまして、水稻が刈り取られておりました。

そして、また、代理人である さんから、その場でいろいろお聞きしたんですけれども、まず、この農地は、譲渡人が にお住まいなんですけれども、相続案件の土地だそうです。そして、相続権後 さんが長い間稲を作付していたということです。そして、最近になりまして、譲渡人の さんが高齢になったため、今回の申請に至ったということです。

あと、この さんが大規模経営やっておるんですけれども、機械の内容を聞きましたら、大型コンバインが 4 台、トラクターが 14 台、そのように話しておりました。

そういう点から、何ら問題がないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） それでは、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見はないようですので、6番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、取得した家に隣接した農地を譲っていただけることになったため、譲渡人は、相続により農地を譲り受けたが、農業を行う予定がないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

11月21日、田村推進委員と譲受人の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

この案件に関しましては、令和3年の総会で保留になって、その後取下げになった案件でございます。

現地は、防草シートが敷いてありまして、きれいに管理はされておりました。

譲渡人の さんは、現在 のほうに居住されておりまして、耕作できないため、以前より手放したく、不動産屋さんに相談をしていたそうです。

さんに関しましては、 年に申請地の上にあります という名前が書いてありますけれども、そこは さんの実家でありまして、そこを 年に、空き家になっていたんですけれども、お買いになりまして、今現在 さんにお貸ししているという状態です。

許可が下りた後、 さんは野菜を作るということをお話ししていただいたので、 のほうから農機具などを持ってきて、野菜を作られるんですかというお話をしましたところ、

さんの下のところ、四角いところに物置小屋がありまして、そこが　さんの持ち物です。そこに農機具などを入れて、野菜を作りたいという、自分で管理をしたいということでした。

あと一つ、疑問がありまして、そのところに、農地のところに看板がかけてあったため、農地として認められるのか判断ができなかったものですから、翌日２２日の日に事務局に行って、その写真を見せて、確認をしたら、写真にコンクリートが入っていないという、耕作の邪魔になればオーケーだというお返事をいただきましたので、やむを得ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

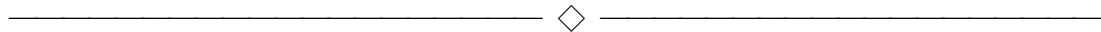
（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

７番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君）　次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の１件を議題といたします。

１番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図１０ページ及び平面図４－１をご覧ください。

本案件は、既に許可を取得し、営農型発電設備を設置されておりますが、許可の更新を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、既に許可を取得し、営農型太陽光発電施設が設置され、許可を更新するもので、今後においても営農型太陽光発電施設としていくことから、やむを得ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

11月21日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地ですみにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。

営農型太陽光発電設備での3年たったので更新するとのことでした。畑も1メートルから1メートル50ぐらいになっておりましたが、まだ出荷は一度もしていないとのことでした。結構 栽培は大変で、草取りや草木の手入れ、消毒などのいろいろ仕事があるそうです。出荷するのには六、七年かかるそうなんですよ。だから、これがまた3年たつたらどうかなって話していました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。
ないですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の20件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 1 ページ及び土地利用兼給排水計画平面図 5 - 1 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（5 棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

1 1 月 1 7 日、推進委員の梅田さん、野本さんの 3 人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の の を渡る県道を南に行ったところで、右に があり、その左手には今回の案件で、膝元まで雑草が生えていまして、周辺は新興住宅が立ち並び、耕作している農地は見当たらず、いずれ住宅が建設されるのではないかとされる景観です。

許可申請書の平面図を目視しながら、境界ぐいや住宅配置等を確認したところ、相違はありませんでした。

申請地の近くの譲渡人である さん宅を訪問し、本人にお話を聞いたところ、この田んぼは何十年と耕作しておらず、今まで他の人に耕うんを依頼しており、1 年前に依頼をやめてからはそのまま草が繁茂している状況と話されました。これからは管理ができないので手放すとのことでした。

当日は、代理人で の さんが立ち会われなかったため、翌日電話にて、申請書類に異議はなく、正確であったことを伝えました。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 2 ページ及び土地利用計画図、測量図 5－2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（1 棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

1 1 月 1 8 日、推進委員の梅田さん、野本さん、譲渡人の さん及び代理人で
の さんの 5 人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 脇、 の隣で、交通量が多い県道に面した
1 6 0 平米の長年作付されていない畑で、雑草が繁茂しない程度に管理されていました。

譲渡人の さんは、これから先のことを考え、これ以上管理を続けられないと思い、不動産屋に売り渡す決断をされたとのことでした。

ここは 4 8 坪程度の小さい畑ですが、周囲に広げようがない場所のため、開発行為の例外的な取扱いで許可が得られるものと思われます。

また、周囲に農地は目視できませんでした。

これらのことから、今回の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 3 ページ及び土地利用計画図 5－3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存の を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、既存の が完売状態にあり、近隣の方からの要望もあり、 の拡張を計画したことから、やむを得ないものと思われます。以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

1 1 月 1 8 日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さんと の さん及び の 、6 人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の西側にあり、 の北側です。面積は 9 9 7 平米の雑草が繁茂する地目で、地目が田で、2 0 年以上前から竹林でありましたが、2 年前に が伐採したとのことです。

また、この申請地は進入路がなく、袋小路で、譲渡人である さんは、管理できない状態であったとのことです。

今回は、譲受人の の の北側に隣接しており、 の拡張をする上でこの問題が解消することになるものと思われます。

これらのことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

の拡張ということなんですけれども、たしか の新設とか拡張の場合に、法に基づく都道府県知事の許可が必要だと思うんですけれども、先ほどの事務局の説明、よく聞き取れなかったんですけれども、許可の申請の状況とか、許可の見込みとか、そういったものはどうなのでしょう。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

先ほどのご質問にお答えします。

法に関する手続につきまして、市の環境政策課のほうにも、 法の関係で手続をしなくてはいけないんですけれども、一応そちらの環境政策課のほうにも手続が出ているということで確認しておりますので、それと併せて、許可に当たっているんですけれども。

○11番（関 弘明君） よく聞き取れなかったんですけれども、 法で許可の見込みがあるということで。

○事務局（渡辺昌也君） あるということで確認しております。

○11番（関 弘明君） はい、承知しました。

○次長（前島勝己君） 環境サイドにも申請が出ていますので、そちらと一緒に許可を出すような形で対応します。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ及び都市計画図・給排水施設計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものと認められ、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行きました。

現地はきれいに管理してありました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんは さんで です。今は結婚してアパートで暮らしています。譲受人の さんは、お金の代わりに、申請地が実家の隣に土地があり、今回土地を借りることができるので、住宅を建てる計画です。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるもののことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

11月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行きました。

現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんは、譲渡人の
の です。今借りている家で住んでいて、申請地の近くが実家で、これからのことを
考えて、譲渡人の さんの土地があり、今回土地の売買の話になり、住宅を計画していま
す。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在家族で3台所有する車の駐車場が1台分しかないため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月23日土曜日に田村推進委員さんと現地の確認を、該当者に事情を聞きにまいりました。

まず、現地の状況ですけれども、現地は野菜畑になっておりまして、管理状況は良好でございました。

まず、譲受人の さんは、近くですので接触ができましたので、 さんにお話を聞いてまいりました。譲受人さんの さんは を営んでおりまして、 というところで営業をいたしております。営業車及び自家用車含めて多数車を使用しておりますので、申請理由のとおり、現在は駐車場が足りない状況のようでした。

譲渡人の 氏につきましては、 在住ということで確認が取れませんでしたので、 さんに事情を確認しましたら、 が近隣にいるということで のほうに行ってまいりました。位置図で地図の一番下側に という区画がありますけれども、この さんが本家であります、この実家でございます。本人は さんの で、ここを自宅を建てるために からもらった土地だということで、 から帰ってくるのを待っている状況でしたけれども、本人から、 から帰ってくる意思がないということで、近隣でもありますし、 さんが困っているのでは致し方ないということで、今回 さんにお譲りするということを決めたそうです。

両家とも納得の上の売買でございまして、何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

11月23日土曜日、田村推進委員さんと現地を確認後、 氏宅を訪問し、事情を聞いてまいりました。

現地は新興住宅地の真ん中の田んぼということで、耕作はされておられませんけれども、管理はしっかり除草等をしてございました。

まず、譲渡人の さんは の に住んでおまして、こちらのほうに事情を聞きにまいりました。もともと実家は という、この位置図のずっと南のほうの

が通っている辺りでございます。新バイパスの開通に伴いまして、自宅がバイパスの用地に当たったものですから、新築をしているところ、 が亡くなり、それから跡取りの が亡くなり、 家の財産を全て さんが相続するという立場になったそうです。

さんも、 に行かれて、 のほうで農家をやっておりますので、もうこれ以上農地があっても致し方ないということで、現在 に持っている土地を全て売却して、身軽になりたいということです。

手始めに住宅地の真ん中にある田んぼを さんが買いに来ましたものですから、渡りに船ということで、お話に乗ったそうです。 さんの代理で さんに確認したところ、申請に間違いはないということでしたので、本件は何ら問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7 番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 8 ページ、配置図 5－8 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（小川達夫君） 7 番、小川です。

1 1 月 2 3 日土曜日に田村推進委員さんと現地の確認を、譲渡人の 氏宅を訪問してまいりました。

現地は、先ほどの案件の至近距離にあるところでありまして、周りは住宅地に囲まれた畑状態になっておりまして、草刈りはきちんとしてありました。

まず、譲渡人の 氏のところに参りまして、事情を確認してまいりました。氏は、
という を営んでおりまして、もともと の大地主でありまして、家のほうをしっかりとやっているということで、農地のほうはもう必要なくなってまいりまして、近辺の農地を処分しているというような状況でございます。

今回の土地は、既にその近隣の処分した後の残りの土地でありまして、 である
さん、 という を営んでおりますけれども、 氏に頼んでおいたところ、いろいろなところの方が購入し、建物を建てるというお話になったそうです。

何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図19ページ、太陽光発電システム配置・平面図・側面図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

11月21日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人、
の代理人であります
さんに現地対応をしていただきました。

申請地は、立地条件的に太陽光発電に適しており、休耕中で利用できない土地を有効利用するため計画したとのことです。

譲渡人の
さんは、現在
に住んでおり、農地の維持管理ができず、長年耕作しておりません。案件の土地の周囲に農地がありますが、地主さんには伝えてあるとのことです。周囲の民家には文書でお知らせしてあるとのことですが、工事前にご挨拶に伺うとのことでした。

管理体制は、年2回から3回、除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、事業者名、連絡先を明示しておき、該当する周りにはフェンスで囲い、安全を確保するとのことです。

このようなことから、本申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9 番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

○次長（前島勝己君） それでは、ちょうど1 時間たちましたので、休憩とさせていただきます。

再開は、正面の時計で1 1 分ぐらいを目安にお願いしたいと思います。

皆さん集まったら再開します。

休憩 午後 3 時 0 1 分

再開 午後 3 時 1 1 分

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○次長（前島勝己君） 休憩を閉じまして、総会のほうを始めさせていただきます。

会長よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

————— ◇ —————

○会長（小川達男君） 次に、1 0 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ、平面図・断面図5－10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（4か月）により、土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、4か月の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

11月18日に地区担当委員の寺田さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、排水不良で地盤が悪いため、農地を改良し、小麦を作付するとのことです。

現地はしばらく耕作放棄状態にあったようで、草は刈り取られてありましたが、今でも水がたまっておりトラクターなどの耕運機械は利用できないように見えました。農地改良のことは地域の方に説明し、承諾も得ているとのことです。

また、改良にちなんで道路が傷んだ場合の補修工事は確実に行うとのことでした。

農地改良後の小麦の作付は、 の さんが行うとのことでした。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

11月18日、地区担当の榎本勝雄推進委員と2人で現地調査後、譲渡人の 様は 歳を超えた高齢者のため、 の 様から聞き取り調査をしてみました。

まず、現地は、最近まで近所の認定農業者に貸付けし、認定農業者が小麦などを栽培していました。現状は、草が10センチから30センチぐらい、ちょっと生えている状況でした。

このたび仲介業者が来て、現地周辺の住宅替えの開発状況を勘案し、この申請に至ったとのことでした。

申請地の東側や西側はつい最近農地転用し、建設している長屋住宅やほぼ完成した7戸の建売住宅があり、この周辺は非常に宅地化が急ピッチで進んでいる状況です。

もう一人の譲渡人の 様につきましては、18日に訪問しましたが、勤務上、 等の関係で夫婦とも会えませんでした。24日に榎本推進委員さんがすぐ近所なので会い、聞き取り調査をしましたが、 さんと同様な説明を受けたとのことでした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、土地利用計画図、給排水計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（40年）により、土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関弘明です。

11月19日火曜日に地区推進委員の増田さんと本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

申請地ですけれども、畑でありまして、数種類の野菜が作付されており、きれいに管理されておりました。

今回の申請ですが、貸人と借人は 関係でありまして、 から土地を借り受け、自己用住宅を建築するという申請でございます。

借人であります さんは、今回の申請地の隣に住宅、 と一緒に同居しておりますが、今後のことを考えて、 で住む住宅を実家の隣に建築するものです。

こういうことから、今回の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしまして、も特に問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

12番の騎西地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図23ページ、土地利用計画図、配置図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(30年)により、土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関弘明です。

11月18日火曜日に地区推進委員の清水さんと本申請の代理人の さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

申請地ですけれども、畑でありまして、数種類の野菜が作付されており、きれいに管理されておりました。

今回の申請は、 から土地を借り受け、自己用住宅を建築するという申請でございます。

申請地は、現在、貸人である が住んでいる住宅の北側に隣接した土地になります。

借人であります さんと さんは であり、 さんは貸人である さんの になります。 は議案書に示されているとおり、現在 のアパートに住んでおりますが、今後のことを考え、住宅を実家の隣に建築するものです。

借人が の共有となっております。今回の申請については、所有権移転登記をするわけではないので、珍しいケースかなと思ひまして、代理人に確認したところ、住宅ローンを組む関係もあり、共有にしたとのことでした。

こうしたことから、本申請は、農地法の許可基準から判断いたしましても特に問題はなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ、レイアウト平面図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

11月18日の日に、推進委員の金子さん、それから代理人である さんに立ち会っていただきまして、現地確認を行いました。

現地は、作物は作っていないようで草がやや生い茂っていました。

さんの話では、持ち主 さん、 さんはすぐ隣のお宅なんですけれども、本人ちょっと留守でお会いできなかったんですけれども、長年にわたり草の管理をしていたんですけれども、高齢になって、なかなか管理しにくくなったとおっしゃっていたそうです。なおかつ、後継者もいないので、売却も致し方ないなという話でございます。

さんに聞いたところ、ちょっと資材の搬入の道が、位置図の上のほうが道なんですけれども、若干狭いんじゃないかとお聞きしたところ、問題はないということなんです。一応

念のために、隣が駐車場とあるんですけども、そこも借りる手はずをしているんですけども、あまり借りたくないとおっしゃっていました。

近隣も太陽光発電が何か所かありまして、すぐ近くに住宅があるのに問題ないかと聞いたところ、その辺は問題ないという話でございました。

やむを得ないかと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（17区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく11月18日の日に推進委員の金子さん、それから代理人である

、それから譲渡人のうちの さんに立ち会っていただきまして、お話を聞きました。

これは私の地元の近くで、譲渡人を全て全員よく知っております。

まず、ここは長らく麦を耕作してまして、その麦を作っていた方は、位置図の さんの隣の 、 、その隣に小さく 書いてあるんですけども、その さ

んという方が長らく麦を作っておりました。ところが、 年前に突然亡くなりまして、その後、私に相談受けられたんですけれども、仕方ないんで近くの方で2年ほど麦を作っていたんですけれども、この地区、いろいろ開発が進んでいまして、その間いろんな不動産業者が来ていまして、近くに ができたものですから、 を造るとか、いろいろ話がありまして、とうとう地権者も根負けしたらしくて、売却することになったそうでございます。

位置図の ですね、これ さんの畑なんですけれども、ここは、趣味で全国有名な、何ていうんだろう、花木をいっぱい植えてあったんですけれども、 さんも高齢になりまして、この際だから一緒に処分しちゃうということで売却することになりました。

ちなみに という土地があるんですけれども、この下に鍵型の田んぼがありますけれども、これは手前どもで管理しておりまして、いろいろ住宅ができると、なかなかやりにくくなるかなとは思っているんですけれども、致し方ないかと思います。

いろんなことを鑑みて、やむを得ないかなと判断いたしました。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく11月18日の日に推進委員の金子さん、同じく、立会いをいただきまして、現地確認を行いました。

譲渡人のさんはもういてまして、お話を聞くことができませんでした。

この土地は、持ち主のさんが長年にわたって、体は不自由なんですけれども、トラクターに乗って、いろいろ管理をしておったんですけれども、この前の年かな、しまして、とうとうことになっちゃいまして、その前にが か か忘れましたけれども、ものですから、もう全然できないということで、もう手放すしかないという形になったそうです。

さんはいろいろ土地を持っていて、こののすぐ左ですね、これもさんの土地なんですね。なおかつ、の近くにも結構ありまして、なおかつのほうにも田んぼが何か所かあるんです。相当な地主さんなんです。

ここももうみんな建て込んでいまして、やむを得ないかなと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ、28ページ及び土地利用計画図、給排水計画平面図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅（２棟１０戸）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○５番（嶋村 淨君） ５番、嶋村です。

１１月１９日の日に推進委員の金子さん、それから代理人であるの さんに立ち会っていただきまして、現地確認を行いました。
譲渡人の さんは、ちょっと私お邪魔したんですけれども、出てこなかったのでお会いできませんでした。

この前の道、私よく通っていきまして、申請地は、以前はいつも木が大分植えてあったんですね。ここ最近、その木を全部撤去いたしまして、何かやるのかなと思いましたが、今回の案件に上がってきまして、あっ、なるほどと実感したわけなんですけれども。

さん宅は、 さんと しかおりませんで、なかなか土地の管理もだんだんできなくなったという、 さんの話なんですけれども。

ちなみに位置図の上のほうに 、読めないんですけれども、３軒ほどあるんです。これは さんの長屋住宅です。今般は、 さんに売却して、 さんが長屋住宅を建てるということでございます。一回見たメゾネットタイプの長屋住宅だという話です。近隣は、下はもう、いわゆる工業団地でございまして、それなりに需要は見込めるということであります。

やむを得ないかと思い、判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

１７番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図29ページ、現況平面・断面図、計画平面図・断面図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(3か月)により、土地を借り受け、農地改良工事(一時転用)を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地(青地)と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことからやむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

11月21日、田村推進委員と代理であります の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地は大変草が生えておりまして、以前より休耕地の状態であります。道路より大変低く、水はけが悪いため、今回農地改良をしましたら、麦を耕作する予定だということです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

11月20日、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

ここの宅地部分、住宅があったのを壊して、きれいになっておりました。前の農地も さんが今年草刈りをされたとのことで、草は30センチぐらいに生えておりました。

その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、平面図、配置図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（３年）により土地を借り受け、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、３年間の一時転用であり、地区内で芝を生産するための農地改良工事に伴う資材置場として計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○６番（金子勇一君） ６番、金子です。

１１月２０日に地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理のさんから、聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

譲受人は、新規参入事業であり、農業資材置場として予定をしておるところでございます。

現地は雑草が繁茂している耕作放棄地でしたが、今現在は、それらは除去されておりました。

さんによりますと、該当地等に隣接する地主の方々に事情を説明し、了承をいただいたとのことでした。隣接地に支障を与えないように、境界から１メートル後退し、フェンスを設置するとのことでした。また、交差点に接する部分は、ネットに変更し、交通に配慮するとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○１１番（関 弘明君） １１番の関です。

今回の申請、議案書見ますと、目的として、地区で農地改良を行うために、大型ダンブで搬入ができないから、今回の場所を一時的な置場として使用するという申請だと思えますけれども、地区、私、土地勘がないんですけれども、加須市内だと思うんですけれども、こちらの農地改良がなければ、今回の申請である資材置場の一時転用の申請は意味のないものになってしまうというふうに考えているんですけれども、地区の一時転用の許可

の申請の状況、あるいは、多分農地改良というふうに書いてあるんで、田畑、農地だと思うんですけども、地区で行う農地改良の土地の情報というのは、どんな感じでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ただいまのご質問なんですが、地区につきましては、旧大利根町で地区の土地地区画整理事業という事業をやっている区域なんですけれども、大まかに言うと、地区でいうと地区、住所でいうととかという形になるんですけれども、一応そちらの地区が今、市街化区域になりますので、調整区域じゃなくて、市街化区域になりますので、一応農地改良のほうは、行うとすると、届出という形になるかと思います。

ですので、今回それを行うに当たりまして、先ほど委員さんのほうからありましたけれども、区画整理で市街化なので、若干大型のダンプとかがなかなか入っていきにくいというところがあって、今回の申請地を一時的なストックヤードとして、ダンプに積み替えて、ちょっと小型のトラック等でそちらの市街化区域の届出する農地に運ぶということで、それで、その後、芝の事業ができるという、事業者の関係で今回申請はお願いいたします。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

地区については、市街化区域であるので、農地改良は届出で済むということのようなんですけれども、その届出というのは、同時に今回の申請と出すべきものなのか何かちょっと考えておったんですけれども、その辺はどうなのかということと、それから、賃貸借権の3年の契約というふうになっておりますけれども、以前私、質問したときに、農地改良は9か月、最長9か月、資材置場、駐車場の一時転用が最長3年というふうに伺っております。

したがって、今回の資材置場については、3年という期間が設定されておるかと思うんですけれども、農地改良は9か月が最長であれば、今回の資材置場の期間3年というのは、いかにも長過ぎるような気がするんです。農地改良を9か月しか最長で認めないのであれば、こちらの期間も同じぐらいの期間で設定をするべきではないのかなというふうに考えます。

一時転用をいたずらに長い期間許可するものではないというふうに聞いておりますので、この3年の設定というのは、これでいいのか、その辺のことをお伺いできればと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

農地改良の期間なんでございますが、関委員さんのおっしゃるとおり、農地改良の当然期間がある中で、今回は3年という申請になっているんですけれども、その辺につきまして、事前のこちらの事業者、事前相談の中で伺った際に、一応こちらの事業者のほうは関係

の事業を行っている事業者でございまして、農地改良を行う場所としての契約になるんですけれども、それと同時に 工事をやっていますんで、その後についても、今回いろいろ芝の張る事業を拡大していきたいという事業者でございまして、その後も、今の今回の申請地だけでは実際足りないような、足りないというのは、農地改良のほう、 地区で芝を張る事業を行っていきたいらしいんですけれども、実際に引き続き行っていきたいということですので、今回だけの農地改良の工事だけじゃなくて、その後も事業を行っていききたいということがあって、今回農地改良の資材置場として、ちょっと3年間いただきたいという事業者からの話があって、今回の議案として上げているものでございます。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

ただいまの説明によると、 地区の芝の生産以外に資材置場として必要なものと。今回の議案書に書かれている説明を見ると、芝を生産するのに土砂の搬入って書いてありますので、それだけのものと理解しておったんですけれども、それ以外にも、資材置場としての利用の目的があるということの回答でよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

事務局と事業者で伺っているのは、あくまでも芝を生産する事業ということで伺っております、というか、その生産した芝を国交省、利根川上流河川事務所、利根川の芝張り事業を使っていきたい、その生産した芝を利根川の堤防の芝張りとかに使っていきたいということで、実際たくさん芝を生産しているというお話を伺ってしまして、その中で、 地区で市街化でやる芝を張る場所なんですけれども、そちらについても拡大していきたいという事業者の意図もございまして、その後、今、今回の農地改良の期間だけではなくて、ほかのときにもやりたいという話がありましたものですから、一応3年間取っているんで、そのときに向こうの事業者の説明があったんです。今回の 地区の場所だけではなくて、同じ地区かもしれないんですけれども、それ以外の場所でも芝張りの事業を、農地改良の事業をやってというご説明があったものですから、期間をそれだけ取っていることになります。

以上です。

○11番（関 弘明君） よく分かりました。

それと、度々で恐縮ですけれども、期間の関係はそれでちょっと了解というか、確認取れました。

市街化区域における農地改良の届出は、まだ現在出ていないけれども、やはり届出ですから、届出を出せば、それで受理という形で許可云々ではないと思うんですけども、併せて、その辺の届出を農地であれば出していただくようなお話をされたほうがいいと思います。以上です。

○事務局（渡辺昌也君） ありがとうございます。了解いたしました。

○次長（前島勝己君） 先ほどの届出につきましては、関委員さんがおっしゃるとおり、許可ではなく、届出となります。書類を受理した後に審査を行い、受理書を相手にお渡ししています。また、審査につきましては、駄目なところがあれば、確認や訂正等をしていただいております。

今回は、説明不足のところがありましたので、次回以降気をつけて説明を行いたいと思います。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・11月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきます

のは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます、新規分合計 21 筆、面積 2 万 2, 884 平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに儘田兼一推進委員、荒井雅明推進委員が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

（儘田兼一推進委員、荒井雅明推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第 5 号をご参照ください。

令和 6 年（11 月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している儘田推進委員、荒井推進委員の入室をお願いします。

（儘田兼一推進委員、荒井雅明推進委員 入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の10ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりです。

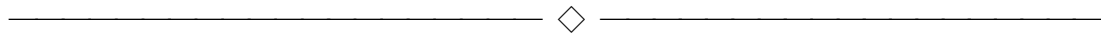
報告第2号、13ページをご参照ください。市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、15ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について96件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程されました議案は全て終了いたしました。
これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○次長（前島勝己君） 大変長い間、お疲れさまでした、ありがとうございました。
それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 失礼します。

本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

それから、気温が下がったりとか、たまには上がったりしますけれども、健康には十分気をつけてもらいたいと思います。

それでは、これもちまして、令和6年第11回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○次長（前島勝己君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時13分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年11月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 小 坂 実